

事務所通信



Vol. 7 2014.1.1 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

新年あけましておめでとうございます。
皆様のご健康とご多幸を心からお祈りいたしております。
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



成年後見制度を使える人は？

「法定後見制度」の場合には

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が低下した方が利用
できます。

高次脳機能障がいの方も利用できます。

*高次脳機能障がい・・・疾病や事故等の後遺症によって、脳が部分的に損傷を受けたために起こります。

新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきか
なくなるなど生活に支障をきたすようになります。

*法定後見制度を利用する場合は、家庭裁判所に申立をする必要があります。

「任意後見制度」の場合には

ご本人の判断能力に問題がなく、任意後見契約の

- ①契約の内容を理解することができ、
 - ②契約をする意思がある
- 方が利用できます。

*任意後見制度を利用場合は、ご本人と支援していただく方が公正証書で契約
する必要があります。

出前講座のご案内

昨年12月上旬に、守山市駅前総合案内所さん主催の「終活」をテーマとしたセミナーの講師をさせていただきました。

介護保険、成年後見制度、さまざまな葬儀や埋葬の方法、お墓、遺言書、相続税など盛り沢山の内容を、イラストや写真を用いながらできるだけ分かりやすくお話しさせていただきました。

受講してくださった方のアンケートでも、具体的な内容でよくわかったと好評だったようです。また当日、京都新聞さんの取材があり、2013年12月5日滋賀版でご紹介いただきました。

お声をかけていただければ、出前講座をさせていただきます。

- ・終活について
- ・成年後見制度について
- ・相続や遺言について
- ・老後の安心について
- ・その他ご希望のテーマ など



プロジェクター（名刺よりやや大きめサイズ）等はこちらでご用意いたしますので、ご家庭や自治会館など場所を問わず開催可能です。専用スクリーンがなくても、白系統の壁があれば20人くらいまででしたら可能です。

ご希望の方はお気軽にお声かけください。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

